

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会

平成27年6月22日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500016号
厚生局事案番号 : 四国(国)第1500003号

第1 結論

昭和47年4月から昭和53年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年4月から昭和53年3月まで

私は、昭和46年から被服業を本格的に始めて収入が安定したため、役場で国民年金の加入手続を行い、毎月、金融機関で納付書により国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、請求期間が未納とされていることに納得がいかない。

国民年金の支払金額等について記載した自筆のメモが見つかったことから、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿から、昭和53年8月頃に払い出されたものと推認できるところ、請求者が提出した昭和53年度の国民年金保険料納入通知書及び国民年金被保険者名簿によると、請求者には、前述の手帳記号番号より先に別の手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。

しかしながら、国民年金被保険者名簿及び国民年金受付処理簿によると、先に払い出された国民年金手帳記号番号は、請求者の国民年金被保険者資格取得の取り消し後、昭和53年1月頃に他者に払い出されていることが確認できる。

また、前述の他者の納付記録によると、請求期間の国民年金保険料を請求者が主張する現年度納付した記録は確認できず、請求者の納付記録が前述の他者に誤って記録された形跡は見当たらない上、ほかに請求期間の保険料を現年度納付することができる国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、請求期間は72か月と長期間に及んでいる上、請求者は、年金、日付及び金額を請求者自身が記載したとする手書きメモを5枚提出しているが、請求者の当該メモに係る記憶は曖昧であり、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける資料として判断することはできない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500022号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1500008号

第1 結論

請求期間について、請求者のA店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年2月1日から同年12月31日まで
B社において、当初はトラック運転手の助手として、その後トラック運転手として勤務し、厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、被保険者記録が無いので、厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求対象事業所の名称をB社としているが、健康保険厚生年金保険の事業所番号等索引簿及び商業登記簿において、当該名称の事業所及び商号を確認することができないところ、請求者の請求対象事業所における詳細な業務内容及び複数の同僚の姓を記憶しており、当該同僚と考えられる者の厚生年金保険被保険者記録などから、請求者が勤務していた厚生年金保険適用事業所の名称はA店であったことがうかがえる。

しかしながら、事業所番号等索引簿によると、A店は、昭和40年6月1日に適用事業所の名称をC社に変更していることが確認できるところ、請求者は、退職後に名称が変わったと陳述していることから、当該変更日以降は勤務していなかったと考えられる。

また、A店の後継事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから関係資料は得られない上、請求期間当時の事業主は死亡しており、請求者の請求期間におけるA店の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、A店の厚生年金保険の取扱いについて、同店及びC社の社会保険事務を担当していた者は、「事業主が厚生年金保険に加入させるかどうかを決めていた。勤務が継続するかどうかをみて決めていたため、厚生年金保険にはすぐに加入させていなかった。そのため、厚生年金保険に加入している人と加入していない人がいた。」旨陳述している。

加えて、A店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求期間に請求者の氏名等は確認できない上、健康保険整理番号に欠番は無く、不自然な訂正等の形

跡は無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。